

化学療法レジメン管理運用細則

【目的】

がん化学療法レジメンの適正かつ円滑な運用を図ることを目的とし、がん化学療法レジメンの新規登録及び既登録レジメンの変更・削除について審議する。

【申請】

①レジメン申請を行う医師（申請医）は、登録または変更しようとするレジメンについて、所定のレジメン申請用紙にレジメンの内容を示す資料及び適応の根拠となる国内または国外の学術論文などの資料を添付し、当該申請医の所属診療科の責任者との連名によって薬剤部長に提出する。また化学療法委員会においてその申請理由を説明する（**レジメン申請・承認基準参照**）。

②薬剤部及び化学療法室はレジメンの使用状況をまとめ、年度末の化学療法委員会に報告する。

【登録】

審議結果を受けて、薬剤部化学療法担当者はレジメンオーダーに新規登録、変更、削除を行う。新規登録及び変更の場合は申請医に連絡し、申請医は登録・変更内容を確認する。

【運用】

化学療法オーダーでの処方入力は、施行前日の午後 3 時までとする。やむをえない場合は伝票（入院注射箋）で代用するが、~~レジメンはオーダー登録してあるものに限る。~~
薬剤部化学療法担当者へ連絡し、入力の代行を依頼する。

【レジメンの至急申請】

至急でのレジメン申請は、レジメン申請用紙に記入（要資料）の上、所属診療科教授に確認後（申請書に要記名）、薬剤部長に提出する。その後化学療法委員会委員長及び副委員長にレジメン内容の検討を依頼し、使用可否を決定する。

【独自のレジメン使用について】

レジメンの内容を示す資料及び適応の根拠となる国内または国外の学術論文などが無い（エビデンスレベルが低い場合を含む）など、独自のレジメンを申請する場合は、倫理委員会に必要書類を提出しその承認を得た後に、【申請】に準じて化学療法委員会に申請する。

以上